

公共工事の中間前金払に関する「Q & A」

Q 1 中間前金払とは何ですか？

A 1 建設工事におきましては、現在、契約金額の10分の4以内を前金払として支払いを行っていますが、施工の中間時期に10分の2までを追加して支払う前金払のことを「中間前金払」といいます。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを確保するとともに、受注者と発注者双方における事務の省力化を図り、建設業者の資金需要に的確に対応するものです。

Q 2 中間前金払の対象となる工事は？

A 2 1件の契約金額が500万円以上の工事が中間前金払の対象です。

Q 3 中間前金払制度のメリットは何ですか？

A 3 中間前金払は、部分払と比較し、受注者および発注者双方の事務を大幅に簡素化することができます。部分払の場合は出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため部分払に比べ、検査等にかかる手間と時間が大幅に節約されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。

なお、請求時に保証事業会社の保証証書を提出する必要があります。

Q 4 中間前金払を請求できる要件は何ですか？

A 4 次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- ④ 当初の前金払の支払いを受けていること。

Q 5 工程表に比べ作業が遅れているが、中間前金払の請求はできますか？

A 5 中間前金払の請求はできます。上記「A 4」の要件を満たしていれば、請求することができます。

Q 6 工事現場等に搬入された検査済の材料等は、その額を経費に加算することはできますか？

A 6 できます。上記「A 4 ③」の経費に加算して認定請求書を提出してください。

Q 7 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A 7 中間前金払認定請求書（様式第 2 号）に工事履行報告書（様式第 3 号）を添えて、監督職員に提出してください。

Q 8 中間前金払の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A 8 中間前金払にかかる認定の請求があった場合、発注者は直ちに認定要件の審査を行い、要件を満たしているときは、中間前金払認定請求書（様式第 2 号）を受理した日から 7 日以内に中間前金払認定調書（様式第 4 号）を交付することとします。

また、中間前金払は支払請求書を受理した日から 14 日以内に支払いをします。

Q 9 中間前金払の支払請求の時期と提出書類はどうなっていますか？

A 9 中間前金払の認定請求を行い、発注者から中間前金払認定調書（様式第 4 号）が交付された後、保証事業会社と保証契約を締結した上で、中間前金払支払請求書（様式第 5 号）に中間前金払保証証書(正)(副)（保証事業会社が発行）を添付して財政課に提出してください。

Q 10 請負契約が変更（増額・減額）された場合、中間前金払はどうなりますか？

A 10 中間前金払は、契約金額の 20%以内で、かつ前金払（中間前金払を含む。）の支払総額が 60%を超えないこととなっています。

① 増額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前金払＞変更後の契約金額×20%」となりますので、「変更後の契約金額×20%」が中間前金払の額となります。

(例) 契約金額 1,000 万円、増額変更 200 万円、前払金 400 万円
 $12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$
(3,200,000 円 > 2,400,000 円)
⇒ 中間前払金請求可能額：2,400,000 円

② 減額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前金払＜変更後の契約金額×20%」となりますので、「変更後の契約金額×60%－受領済みの前金払」が中間前金払の額となります。

(例) 契約金額 1,000 万円、減額変更 200 万円、前払金 400 万円
 $8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$
(800,000 円 < 1,600,000 円)
⇒ 中間前払金請求可能額：800,000 円

ただし、減額変更の際に、当該減額に応じた前払金 800,000 円が返還されている場合は、中間前払金請求可能額は 1,600,000 円となります。

Q 1 1 契約変更により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 1 1 契約変更後の延長された工期の2分の1とします。

Q 1 2 当初契約時の契約金額が500万円未満であった工事が、契約変更により契約金額が500万円以上となった場合の取扱はどうなりますか？

A 1 2 当初契約時の契約金額が500万円未満であった工事については、その後の増額変更により契約金額が500万円以上となっても中間前金払の対象としません。

なお、当初契約時に契約金額が500万円以上であった工事については、その後の減額変更契約により契約金額が500万円未満となった場合でも中間前金払の対象とします。

Q 1 3 「部分払」との関係はどうなりますか？

A 1 3 中間前金払と部分払は併用できません。

ただし、継続費等の2年以上にわたる契約においては、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における出来高部分に応じ、当該会計年度の支払限度額の範囲内で、当該年度末に部分払をすることができるものとする。